

児童手当の申請期限が迫っています

！ 現在、申請がされていない高校生年代以下の児童がいます。

申請期限

令和 **7** 年 **3** 月 **31** 日（月）必着

（上記期限内に申請があった場合）

審査後、令和 6 年 10 月分からの手当額を遡りで支給できます。

（上記期限を過ぎてから申請があった場合）

審査後、申請日の翌月分からの手当額で支給となります。

※遡りの支給はありません

！ 公務員の方

必要な手続きの有無については、勤務先に直接ご確認ください。

申請方法

市役所窓口／郵送

令和7年3月31日（月）まで※書類必着

（窓口受付時間）平日8:30～17:15

児童手当の制度改正についての詳細は
下記QRコードからHPを
ご確認ください。



提出先／問合せ先

〒238-0298

三浦市城山町1番1号分館2階

三浦市保健福祉部子ども課

Tel：046-882-1111

（内線365～367）

「児童手当 令和6年度制度改正」を騙った“振り込め詐欺”や“個人情報の詐取”にご注意ください。